

令和4年度兵庫区こどもプロジェクト業務 委託仕様書

1. 業務名

令和4年度兵庫区こどもプロジェクト業務

2. 業務目的

兵庫区内の子ども達の日常の遊びや体験を豊かにする機会等を提供する。また、子どもの健全育成を図るとともに、子ども達を見守るネットワークを広げ、子育て環境支援につなげる。

3. 委託予定金額 及び 委託期間

(1) 委託予定金額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月31日

4. 業務内容

上記業務目的に向けて、下記について具体的な業務内容を企画提案し実施する。

- (1) 子ども達の日常の遊びや体験の機会等を提供するイベントや活動等を実施する。
- (2) 上記活動について積極的に情報発信・共有することにより、地域ネットワークを広げ、活動への参加促進や継続的な活動につながるよう支援を行う。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」に従って活動計画をたて、感染拡大予防ガイドライン等を遵守して実施する。

5. 業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 業務着手にあたり、具体的な実施内容・実施計画（スケジュール）・実施体制等について、神戸市と十分な協議の上、実施計画書を提出すること。また、業務の実施状況により、変更がある場合は、神戸市と十分な協議の上、変更実施計画書を提出すること。
- (2) 公園等で実施する場合は、管理者や管理団体等と事前協議し、周辺地域の理解を得ること。
- (3) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたること。
- (4) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により、適宜報告すること。
- (5) 事業実施にあたっては、あらかじめ関係法令等を確認し、それを遵守すること。
- (6) 必要に応じて、公園や道路等の使用許可申請など、関係機関への手続きを行うこと。
- (7) 活動中の事故等に備え、あらかじめボランティア保険等に加入すること。
- (8) 活動中に発生した事故については、速やかに兵庫区まちづくり課に報告すること。
- (9) WEBサイト等を利用し情報を発信する場合は、神戸市情報セキュリティポリシー（神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。また、情報セキュリティの適正な管理をするとともに、不正や異常、予兆が発見された場合は、直ちに兵庫区役所に連絡し、直ちに対応可能な体制にすること。
- (10) 気象警報や防災指令等が発令された場合、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために対策が必要と判断した場合は、神戸市から中止や延期等の指示をする場合がある。

6. 委託業務の履行場所、作業場所等

兵庫区内、受託者の事務所や自宅、兵庫区役所、その他委託業務の実施に関連する場所

7. 成果物

本業務にかかる実績報告書（企画提案内容とそれに基づく実施概要、実績、効果等）を提出すること。また、神戸市から修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。

（電子データおよび印刷物1部） <提出場所> 兵庫区総務部まちづくり課

8. その他の事項

（1）実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

（2）実施環境

本業務を実施するうえで必要となる機材や実施環境については、本件受託者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。

（3）再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。

（4）秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（5）仕様変更

受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ神戸市と協議のうえ、承認を得ること。

（6）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、兵庫区と受託者とが協議して定めるものとする。

（7）帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。